

総行情第14号
総行応第25号
総行地第7号
総行過第2号
総情活第1号
令和3年1月29日

各都道府県地域振興担当部（局）長 殿
各都道府県市区町村担当部（局）長 殿
各都道府県情報政策担当部（局）長 殿
(地域振興担当課、市区町村担当課、情報政策担当課)

総務省自治行政局地域情報政策室長
総務省自治行政局地域自立応援課長
総務省自治行政局地域振興室長
総務省自治行政局過疎対策室長
総務省情報流通行政局情報流通振興課長

地域におけるデジタル活用支援の推進について

平素より地域の情報化推進に係る総務省施策に関し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

行政のデジタル化については、令和4年度末には、原則すべての地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とすることとされているほか、各地方公共団体においてもデジタル技術を活用した独自のサービスの提供が進んでいるところです。このように地方公共団体の行政手続・サービスのデジタル化が拡がる中、多くの住民がこれらを利用し、その利便性を実感することができるよう、地方公共団体として、高齢者等住民のデジタル活用を支援していくことも重要です。

このため、国においては、令和2年度第3次補正予算において「デジタル活用環境構築推進事業」中、「デジタル活用支援推進事業」(別紙1参照。以下、「国事業」という。)を計上し、携帯電話販売代理店等の事業者等と連携し、高齢者等を対象とした講座を全国1,000カ所程度で開催するなど、全国的な展開を図っていくこととしております。

また、国事業と併せて、地方公共団体においても、地域の実情に応じたきめ細かなデジタル活用支援を実施することができるよう、令和3年度地方財政計画において、「デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援」をはじめ、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」（別紙2参照。以下、「推進費」という。）を計上したところです。

つきましては、各地方公共団体におかれでは、デジタルの活用による住民の利便性向上の重要性、推進費創設の趣旨及び地域の実情を十分に踏まえつつ、下記に留意の上、地域におけるきめ細かなデジタル活用支援の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。なお、地域におけるデジタル活用支援の実施状況については、今後調査をさせていただく予定ですので、ご承知おき願います。

都道府県におかれでは、貴都道府県内の市区町村に本通知を周知いただくとともに、必要な助言を行っていただきますようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域におけるデジタル活用支援の取組例

地域におけるデジタル活用支援の実施に当たっては、地域の実情を把握し、普段から地域に溶け込んで活動を行っている幅広い関係者の協力も得ながら、取組を進めていくことが有効と考えられます。

そこで、地域運営組織などの地域活動を行っている団体（以下、「地域運営組織等」という。）や、地域おこし協力隊及び集落支援員（以下、「地域おこし協力隊等」という。）並びにそれらのOB・OGなどと連携し、例えば以下のよ
うな地域におけるきめ細かなデジタル活用支援に取り組んでいただくことが考
えられます。

- ・公民館等や地域運営組織等の拠点において、地域おこし協力隊等やそのOB・OGなどを講師として、又は講師の派遣を受け、デジタル機器及び基本アプリの使用法やぴったりサービスを利用した行政手続のオンライン申請方法等に関し、出張講座の開催や相談対応の実施などのアウトリーチ型支援を行うこと。
- ・決められた日時・場所に行けば、地域の担い手等のスタッフによるサポートを受けられるような場づくりを行うこと（例えば「デジタルふれあいカフ

エ」等の名称で実施)

- ・地域住民のデジタル活用支援を担う地域おこし協力隊等の登用により支援体制を充実させること

このほかにも、地域の民間事業者やNPO法人等への委託、住民に身近な各種団体との連携、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の活用などにより、デジタル活用支援を実施することも考えられます。

なお、デジタル化に不可欠なマイナンバーカードの普及促進等については、「地域おこし協力隊及び集落支援員を活用したマイナンバーカードの普及促進及びマイナポイント予約・申込支援等の取組の一層の推進について」（令和2年11月5日総行住第185号、総行情第137号、総行応第192号、総行過第105号）に基づき、適切に対応願います。

2 国事業の枠組みの活用

国事業においては、デジタル活用支援の講師（デジタル活用支援員）を育成するための研修用WEB講座の開催や講師用教材の作成を行うとともに、一般の受講者向けの標準教材・動画を作成する予定です。

地方公共団体が地域におけるデジタル活用支援を実施する場合においても、講座の講師となる者や相談対応をする者の育成には、国事業の研修用WEB講座の受講や講師用教材の活用が可能であり、また、一般の受講者には受講者用標準教材・動画の活用が可能です。

さらに、地域において国事業と同じ内容の講座を開催する場合には、地方公共団体からの依頼に基づき、例えば近隣の携帯電話販売代理店における国事業の講師を派遣するなど、国事業のデジタル活用支援員を派遣することが可能です。

併せて、近隣の携帯電話販売代理店等において国事業の講座等が実施される場合には、住民に対するデジタル活用支援の機会となることから、広報紙やHPへの掲載等による参加の呼びかけをお願いします。

なお、国事業における講師派遣、研修の受講等を希望される場合に求められる費用負担や回数制限等利用に当たっての条件を含む国事業の詳細については、本年4月以降に準備が整い次第、別途連絡いたします。

問合せ先

○地域におけるデジタル活用支援について
自治行政局地域振興室
TEL : 03-5253-5533
Email : chishin@soumu.go.jp

○地域おこし協力隊について
自治行政局地域自立応援課
TEL : 03-5253-5394
Email : jinzai.renkei@soumu.go.jp

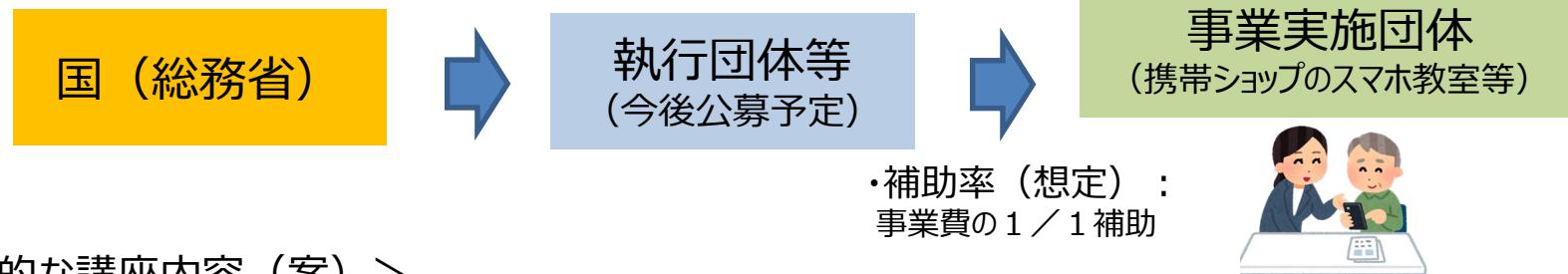
○集落支援員について
自治行政局過疎対策室
TEL : 03-5253-5536
Email : s.moriyama@soumu.go.jp

○国事業「デジタル活用支援推進事業」について
情報流通行政局情報流通振興課
TEL : 03-5253-5743
Email : digital-katsuyo@ml.soumu.go.jp

国事業の概要

- 高齢者等を対象としてオンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する講座の実施を行う団体（事業実施団体）に対して補助等を実施することで全国的なデジタル活用支援の実施を推進（令和3年度は携帯ショップ等を中心に全国1,000箇所程度での実施を想定）
- 国事業による高齢者等へのデジタル活用支援は本年6月頃から本格的に実施予定
- 講座内容としては、①スマートフォンの基本的な利用、②スマートフォンによる行政手続等を取扱う予定

<実施スキーム（案）>



<具体的な講座内容（案）>

①スマートフォンの基本的な利用	②スマートフォンによる行政手続等
<ul style="list-style-type: none">・ 電源の入れ方、ボタン操作等・ 電話のかけ方、カメラの使い方・ インターネットの使い方・ メールの使い方・ 地図アプリの使い方・ LINEなどSNSの使い方・ オンラインショッピング、スマホ決済	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカードの申請方法、利用方法・マイナポータルの活用方法、カードの健康保険証利用・マイナポイントの申込み方法・e-TAXの利用方法・医療機関におけるオンライン予約・診療

地域デジタル社会推進費の創設

- 光ファイバーの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」を計上

【事業期間】 令和3・4年度

【事業費】 各年度2,000億円

※ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用

地域デジタル社会形成に向け想定される取組（例）

デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくりの推進

地域におけるデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を活用した安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

地方交付税措置

【算定項目】

新たな基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」を臨時費目として創設し、地域社会全体のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定

【算定額】

令和3年度及び令和4年度 各年度2,000億円程度

（うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度）

地域におけるデジタル活用支援のイメージ

参考資料

地域におけるデジタル活用支援の取組例

- 公民館等で地域おこし協力隊等を講師とした出張講座の開催や相談対応の実施などのアウトリーチ型支援



<地域運営組織等による場の設定>

(講座内容)

- ・デジタル機器や基本アプリの使用法
- ・ぴったりサービスを利用した行政手続のオンライン申請方法 等

(講師)

- ・地域おこし協力隊、集落支援員（OB・OG含む）等
- ・民間事業者等からの派遣

- 地域の担い手等のスタッフによるサポートを受けられる場づくり

【取組のイメージ】

- ・毎週 ●曜日 ■時～▲時、「デジタルふれあいカフェ」を開催
- ・会場は地域の拠点施設や飲食店等
- ・スタッフとして、地域の携帯ショップ等のスタッフや学生等住民からボランティアを募集
- ・スタッフによる支援、参加者同士の教え合い
- ・Wi-Fiを設置、また、参加者自らスマホ決済での購入体験

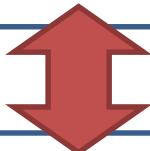


- 地域住民のデジタル活用支援を担う地域おこし協力隊等の登用による支援体制充実



※ このほかにも、地域の民間事業者やNPO等への委託、住民に身近な各種団体との連携、地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の活用による実施

国事業の枠組みの活用



- 講座の講師となる者や相談対応をする者の育成のため、国事業の**研修の受講や講師用教材の活用**
- 地方公共団体からの依頼に基づく、国事業の**講師の派遣**
- 国事業において作成する、一般の**受講者向けの教材・動画の活用**
- 近隣の携帯電話販売代理店等において国事業の講座等が実施される場合の**周知広報の協力**

